

令和8年 第7回教育委員会会議録

令和8年7月17日（金）

甲州市教育委員会

第7回教育委員会 会議録

日 時 令和8年7月17日（金）（午前9時30分から）

場 所 甲州市役所2階 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	依 田 智 子
委 員	反 田 千 佳	委 員	廣 瀬 文 武
委 員	渡 邊 靖		

一 欠席した委員は次のとおりである。

（なし）

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	小 林 絵 美
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	坂 本 豊
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	金 森 淳
指 導 主 事	高 野 育 愛	教育総務課L	岡 部 裕 美
事 務 担 当	木曾川 博文		

一 欠席した者は次のとおりである。

（なし）

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第10号 甲州市英語指導助手就業規則の一部改正について

日程第3 報告第7号 令和7年度甲州市教育委員会の事務に関する点検・評価報告について

教育長

ただいまから、第7回教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に反田委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、会議を進めます。

〔日程第1〕

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

〔日程第2〕

教育長

それでは、日程第2に入ります。議案第10号 甲州市英語指導助手就業規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

では、お願いします。議案第10号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定についてとなります。

この中で概要がございますので、そちらに基づいてご説明をさせていただければと思います。まず、甲州市会計年度任用職員の勤務時間・休暇等に関する規則の一部を改正する規則が、本年4月に施行されたところでございます。今回の規則の改正の主な内容でございますが、国の人事院によります勧告に基づいて、これまで無給であった特別休暇の一部について有給化するというものでございます。

具体的には、保育時間といって、小さいお子さんがおいでになるお母さんが授乳を行う場合については一律、1日について30分以内の2回取れるという休暇がございます。もう一点は、子の看護休暇ということで、9歳になるお子さんの看護のための休暇。それから、短期の介護休暇ということで、介護が必要な方の、最大で年間で5日間休暇を取ること。それから骨髄等ドナー休暇ということで、ドナー移植の際の休暇について、これまで無給でありましたが、これを有給化するというので、改正がなされました。

また公務上の傷病休暇ということで、これまで通勤については加えられておりませんでした。が、新たに通勤における受傷または疾病というところがこの中に加えられたというのが、この元々となる規則でございます。

英語指導助手に関しましても、この規則を準用するということになっておりますので、先ほど申し上げました、会計年度任用職員の規則改正に伴いまして、今般の英語指導助手の就業規則につきましても同様の改正を行わせていただきたいという中身でございます。公布の日から施行するという形を取らせていただければという風に思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、教育総務課長から説明がございましたけど、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定につき

ましては、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。それではご承認をいただきましたので、提案のとおり議案第10号につきましては、制定するものといたします。

〔日程第3〕

教育長 日程第3 報告第7号 令和7年度甲州市教育委員会の事務に関する点検・評価報告について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 では、報告第7号 令和7年度甲州市教育委員会の事務に関する点検・評価報告について説明させていただきます。

お手元の方に、冊子というような形で示させていただいている、全部で23ページになるものがございます。そちらに基づいて、話させていただきます。

まず、今回のものでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定がございまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」という風に定められてございます。昨年度1年間の教育委員会全般に関わりますものについて、今回評価・点検をお願いさせていただいたという中身でございます。

この中で、2ページからが昨年度1年間の活動状況、13ページからが施策の取り組みの状況でございます。最終の22ページにつきましては、教育委員の皆様方に評価をいただきました、それぞれの点数について、平均点でございますが、評価結果を示させていただいてございます。

今回のこの報告書をもちまして、市議会9月の定例会において、教育長の方から報告をさせていただきますという中身でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 令和7年度に教育委員会が取り組んだ、携わってきた内容が、改めてこういった形で示されて、今度の9月議会で報告をするということでございますけれど、何か委員の皆様からご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

廣瀬委員 こうやってまとめてみると、大変すばらしい取り組みをしているなというのを、改めて感じたんですけども。最後22ページに評価結果があるんですけども、ほとんどの項目で4から5の間ということで、満足・極めて満足の間になっているということで、特に問題はないと思うんですけども、その中で、4.0という「親のあり方十か条、子ども十の誓い等の啓発に努めているか」。多分これ、20年くらい前に作られたものだと思うんですけども、特に「親のあり方十か条」について、保護者を対象にどんな啓発をしているのかなってところがちょっと見えてないので、その辺をもう少し、これを推進していくのであれば、もうちょっと親の方にこれを啓発していく必要があるのかなと感じているんですけども。

教育長 「子ども十の誓い」の方は、市制祭のときに、子どもたちが思いを語ってくれたりして、それぞれ各学校では取り組んでいると思います。「親のあり方十か条」について、具体的にどうだったかという、もうちょっと保護者への啓発、そういったことをしていく必要があるかなと思いました。

教育総務課長 教育長からもありました、「子ども十の誓い」に関しては、ちょうど10年くらい前だと思いますが、変更をかけて、今の時代、実態に即したような形で「子ども十の誓い」というの

は変えております。

「親のあり方十か条」に関しては、廣瀬委員のおっしゃる通り、甲州市が誕生してから変えてはいないんですけど、これに関しては、『家庭学習Q&A』というそれぞれ親御さんにお渡ししている冊子がありますので、その中でSNSとの付き合い方とかですね、そういったものを全部含めて、あと今時なので子どもさんの叱り方とか、本当はかなり細かなところまで含めて、そういった冊子を作っておりますので、その中でまず冒頭にこの「親のあり方十か条」というのが示されております。なので、それを一通り見ていただければ一番わかるかなとは思いますが、一応そんな形でですね、親御さん方にはそういった啓発というか、形を取っております。また、ホームページにもございますし、新入生を対象にした学校の説明会が1月に行われますので、その際にもお話をさせていただいて、ぜひこんな取り組みをお願いしたいということで、啓発を行っている状況でございます。

廣瀬委員
教育長

ありがとうございました。

保護者の皆さんにも、子どもさんの教育をどう進めていくか、やっぱり学校と連携して取り組まないとうまくいかないですよ。子どもさんが健やかに成長していかないと思うんです。あとは地域の皆さんも、今は本当に応援してくださっていますので、学校・保護者・地域が一体となって取り組んでいくというのが大事なと思います。

だから、地域支援協議会の中で「親のあり方十か条」とかを紹介するのもいいかもしれないですね。各学校でも、PTA総会とかコミュニティ・スクール、学校運営協議会とかああった席上で、紹介とか考えてもらいますかね。

他はいかがですか。

「なし」の声

教育長

よろしいですか。

教育振興基本計画は、令和5年度に作ったから令和9年までやって、来年作り変える。

教育総務課長

そうですね、はい。

そして、令和10年度4月から新たな計画で取り組んでいく。

教育長

そういう年になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第7号 令和7年度甲州市教育委員会の事務に関する点検・評価報告については、報告でございますので、よろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。

教育長

本日本日予定していました議事はすべて終了いたしました。

次回 第8回定例教育委員会は、8月18日午前9時30分から、市役所2階 第一会議室での開催となります。

「はい」の声

教育長

これをもちまして令和8年第7回定例教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。